

特定非営利活動法人 成人白血病治療共同研究機構

定 款

平成18年 6 月 2 日 施行
平成19年12月27日 施行
平成28年 3 月 3 日 施行
平成29年 3 月30日 施行
平成30年 6 月21日 施行
平成31年 4 月 9 日 施行

特定非営利活動法人 成人白血病治療共同研究機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人成人白血病治療共同研究機構と称し、英文名を Japan Adult Leukemia Study Group と表記し、略称を JALSG とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市の置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、白血病並びに造血器腫瘍の治癒率と治療の質の向上を目指し、世界トップレベルの多施設共同研究を行い、医学・医療の向上に資するエビデンスを発信するとともに、成人白血病治療を中心とした血液疾患に関する調査研究、教育研修及び情報提供等を行い、血液疾患の治療技術、認識を向上させることにより、広く国民の健康増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 白血病等の臨床研究事業
- ② 血液疾患に関する調査・研究事業
- ③ 血液疾患に関する教育研修事業
- ④ 血液疾患に関する情報提供事業
- ⑤ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① ホームページ等による広報及び出版、委受託事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の5種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1)正 会 員 この法人の目的に賛同して入会し、活動に協力する個人
- (2)施 設 会 員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の目的たる事業を促進する施設
- (3)準 会 員 この法人の目的に賛同して入会し、正会員とともにこの法人の目的達成のため協力する個人
- (4)準施設会員 この法人の目的に賛同して入会し、施設会員と共にこの法人の目的達成のため協力する医療施設
- (5)賛 助 会 員 この法人の目的に賛同して入会し、賛助する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって、本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき
- (2)本人が死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき又は会員である団体が消滅したとき
- (3)継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4)除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)法令及びこの定款等に違反したとき
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員等

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1)理事5名以上

(2)監事1名以上

2 理事のうち、1名を理事長とし、副理事長を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事は、理事会において選任し、総会に報告する。

2 理事長及び副理事長は、理事会において理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、総会で選任する。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序に従ってその職務を代行する。

3 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 この法人の業務を遂行するために運営委員会を設置し、運営委員は理事会が選定する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること

(2)この法人の財産の状況を監査すること

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会の招集をすること

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期・定年等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存

期間とする。

- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 役員の定年は別に定める。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局等)

第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及びその他必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が任免し、職員は理事長が任免する。
- 3 事務局長は理事となることができる
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更

- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 監事の選任、解任、役員の職務及び報酬
- (6) 解散時の残余財産の帰属
- (7) 会員の除名
- (8) 事業計画及び予算並びにその変更
- (9) 会費の額
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

2 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項について議決する。

- (1) 事務局の組織及び運営
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) 運営委員の選出
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行等に関する事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき

3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第25条 前条第2項第3号及び第3項第3号の場合を除き、会議は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。また、前条第3項第2号の規定により請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 会議を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 第24条第2項第3号の場合を除き、議長は理事長が務める。

2 第24条第2項第3号の規定により召集があったときは、議長は監事が務める。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 会議における決議事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 会議の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会においては出席した正会員、理事会においては出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会は、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 総会における正会員及び理事会における理事（以下「構成員」という。）の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。また、総会においては、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した構成員は、前2条、次条第1項及び第42条の適用については、会議に出席したものとみなす。

4 会議の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員総数及び出席者数（書面表決者又は電磁的方法による表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印、もしくは記名押印する。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければいけない。

(1) 社員総会の決議があったとみなされた事項の内容

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第33条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第34条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第35条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第36条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第37条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第38条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第41条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第42条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第43条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定した者に帰属する。

(合併)

第45条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第9章 雑則

(細則)

第47条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日（平成 18 年 6 月 2 日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。
理事長 大野 龍三
理 事 直江 知樹、宮脇 修一、大西 一功
監 事 朝長 万左男
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 19 年 3 月 31 日決算に係る通常総会が開催される月の末日までとする。ただし、通常総会は決算日から起算して 3 ヶ月以内に行うものとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 36 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 40 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1)正 会 員（個人及び団体）入会金 0 円 年会費 0 円
(2)賛助会員（個人及び団体）入会金 0 円 年会費 一口 200,000 円（一口以上）

附 則

- 1 この定款は、平成 19 年 12 月 27 日から施行する。
- 2 第 6 条に改正する準会員の入会金及び年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
準 会 員（個人及び団体）入会金 150,000 円 年会費 30,000 円
- 3 準会員の入会金は、第 8 条および 2 項にかかわらず、理事会において免除することができる。

附 則

この定款は、平成 28 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、名古屋市長が承認した日（平成 29 年 3 月 30 日）から施行する。
- 2 第 6 条に改正する準会員の入会金及び年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
準 会 員（個人及び団体）入会金 150,000 円 年会費 60,000 円

附 則

この定款は、名古屋市長が承認した日（平成 30 年 6 月 21 日）から施行する。

附 則

- 1 この定款は、名古屋市長が承認した日（平成 31 年 4 月 9 日）から施行する。
- 2 第 6 条に定める会員の入会金及び年会費は、第 8 条の規定に沿って別に定める。